

徳島県告示等公告式規程（平成20年徳島県告示第121号）第2条第2項ただし書の規定により、令和8年徳島県告示第193号の2から第193号の5までを、令和8年3月31日午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第九十三号の二

令和二年徳島県告示第三百二十二号（自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を指定した件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事

後藤田

正

純